

【道路運送車両法以外の主な法令に関する連絡先等】

法律名	市町村等の連絡窓口	具体的な違反事例
○ 建築基準法 (昭和 25. 5. 24 法 201)	建築指導課等	<ul style="list-style-type: none"> ● 準住居地域において、床面積が基準を超えている工場を建設した。 【参考 1 参照】
○ 都市計画法 (昭和 43. 6. 15 法 100)	都市計画課、建築指導課等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化調整区域に工場を建設した。 ● 都市計画法により都市計画区域内で用途地域が定められた地域については、建築基準法による建築物の用途の制限、容積率・建ぺい率の制限等の適用があり、この適用制限を超えて建築した。 ● 用途地域の指定のない区域においても、容積率、建ぺい率等の制限があり、この適用制限を超えて建築した。
○ 騒音規制法 (昭和 43. 6. 10 法 98)	環境保全課 公害課等	<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音規制法により地域指定された場所において、基準以上の騒音を発生させた。 ● 住居専用地域において夜間、基準以上の騒音を発生させた。 <p>※ 関係届出：特定施設設置届</p> <p>騒音規制法は、著しい騒音を発生する施設（定格出力 7.5kw 以上の空気圧縮機等）を特定施設とし、これを設置する工場又は事業場を特定工場等としており、指定地域内に特定施設を設置する者は、規制基準の遵守及び設置・変更の際における事前の届出を行わなくてはならない。 【参考 2 参照】</p>
○ 振動規制法 (昭和 51. 6. 10 法 64)	環境保全課等	<ul style="list-style-type: none"> ● 振動について規制する地域において、事業場から機械などにより著しい振動を発生させた。 <p>※ 関係届出：特定施設設置届</p> <p>振動規制法は、著しい振動を発生する施設（定格出力 7.5kw 以上の空気圧縮機等）を特定施設とし、これを設置する工場又は事業場を特定工場等としており、指定地域内に特定施設を設置する者は、規制基準の遵守及び設置・変更の際における事前の届出を行わなくてはならない。 【参考 3 参照】</p>

○ 消防法 (昭和 23. 7. 24 法 186)	消防局予防課、 消防本部調査課等	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防法に規定された消防設備の不足、又は同設備の点検義務を怠った。 <p>※ 関係届出：少量危険物設置届</p>
○ 大気汚染防止法 (昭和 43. 6. 10 法 97)	環境課 公害課等	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設から排出基準に適合しない濃度のばい煙を排出した。 ● 施設から排出される揮発性有機化合物の濃度を測定し、その結果を記録していない。
○ 労働安全衛生法 (昭和 47. 6. 8 法 57)	労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断の未実施、又は実施結果を保存していない。 <p>※ 関係届出：局所排気装置設置等特例許可申請</p>
○ 水質汚濁防止法 (昭和 45. 12. 25 法 138)	環境保全課等	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備工場において、洗車の際に使用した洗浄処理水を河川に流した。 ● 自動車から出た廃油を、排水路に流した。 <p>※ 関係届出：特定施設設置届（門型洗車機等）</p>
○ 廃棄物の処理及び清掃 に関する法律 (昭和 45. 12. 25 法 137)	環境整備課、 廃棄物課等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業場が収集運搬の許可を受けていない業者に、産業廃棄物の収集運搬及び処理を委託した。